

大分県報

令和四年
第二八三号
二月十五日

(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
 - 生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………二
 - 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………二
 - 生活保護法等による指定介護機関の名称変更及び所在地変更……………二
 - 生活保護法等による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の廃止……………二
 - 土地改良法による換地処分（三件）……………三
 - 指定予定保安林……………三
 - 林業種苗法による生産事業者の登録（二件）……………三
 - 道路区域の変更（二件）……………四
 - 道路の供用開始……………四
- ### 公告
- 落札者等の公示……………五
 - 開発行為の完了（二件）……………五
 - 競争入札参加者の資格に関する公示……………五
 - 一般競争入札の実施……………六
- ### 監査公表
- 監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………九
 - 監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）……………一三

告示

大分県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和四年二月十五日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
沖代薬局	中津市永添三七五一四	有限会社白杵薬局	中津市二〇一八番地の一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令三・一一・二四
特別養護老人ホーム長良苑	佐伯市大字長良四九五六番地	社会福祉法人長陽会	佐伯市大字長良四九五四番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	令三・四・一
特別養護老人ホーム長良苑	佐伯市大字長良四九五六番地	社会福祉法人長陽会	佐伯市大字長良四九五四番地	地域密着型介護老人福祉施設	令三・四・一
植田内科クリニック	白杵市大字白杵二の一〇七番地の七一六	医療法人孔徳会	白杵市大字白杵二の一〇七番地の七一六	訪問看護、介護予防訪問看護	令三・一一・一
内田病院	別府市末広町三番一号	医療法人博慈会	別府市末広町三番一号	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	令三・八・三〇
村上神経内科クリニック	別府市山の手町一四番二五号	村上神経内科クリニック	別府市山の手町一四番二五号	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	令三・一二・二〇

大分県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から名称の変更があった旨届出があった。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
介護シヨップあ わや豊後大野事 業所	介護シヨップあ わや	豊後大野市三重町内田九八〇番地 一	令 三・一二・一

大分県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があった。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関 の名称	所在地	開設者	主たる事務 所の所在地	廃止サービス の種類	廃止年月日
デイサービス センター ふれあいハ ウス	中津市豊田町 一丁目二二 二六	有 限 会 社 サ ナ ッ プ	中津市下宮 永一―五二 ―四七	通所介護 訪問リハビリテ ーション、通所	令 三・一二・三二

小原 歯科医 院	由布市挾間町 挾間三五六番 地一	小原 正嗣	由布市挾間 町挾間三五 六番地一	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	令 三・一一・三〇
みょうばん クリニック	別府市明礬五 組二	社会福祉法 人農協共済 別府リハビ リテーショ ンセンター	別府市大字 鶴見字中山 田一〇二六 番地の一〇	リハビリテーシ ョン、介護予防 訪問リハビリテ ーション、介護 予防通所リハビ リテーション	令 三・一二・三一

大分県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称変更及び所在地の変更があった旨届出があった。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称		介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	変更前	変更後	
太陽ヘルパーサ ービス宇佐	太陽交通ヘルパ ーサービス	宇佐市南宇佐二 一四〇―一	中津市下宮永五 五四―一	令 三・一二・一

大分県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所のサービスを廃止した旨届出があった。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
（名称未定）	（所在地未定）	（開設者未定）	（所在地未定）	（サービス種類未定）	（年月日未定）

介護機関 の名称	所在地	開設者	主たる事務 所の所在地	廃止サービ スの種類	廃止年月日
デイサービ スセンター ふれあいハ ウス	中津市豊田町 一丁目一二 二六	有限会社サ ナップ	中津市下宮 永一―五二 ―四七	通所型サー ビス	令 三・一二・三一

大分県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区矢津工区の換地処分をした。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区尾立一工区の換地処分をした。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区且尾一工区の換地処分をした。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町川西字栗谷一七五五番一（次の図に示す部分に限る。）、一七五五番

令和四年二月十五日

三、一七五五番四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

東部第十九号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ガーディアン商事

別府市駅前本町一番四号PLAZA一番街

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

事業所の名称及び所在地

株式会社ガーディアン商事

別府市駅前本町一番四号PLAZA一番街

大分県告示第六十七号

大分県報（告示）

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。
 令和四年二月十五日

一 登録番号 大分県知事 広 瀬 勝 貞
 東部第二十号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
 株式会社グリーンエルク

速見郡日出町三百六十一番地の二十五

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社グリーンエルク

速見郡日出町三百六十一番地の二十五

大分県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更	敷地の幅員	延 長	備考
		前後別			
県道新城山香線	豊後高田市田染路字小迫 二五三二番二地先から 豊後高田市田染池部字大 石九七一番地先まで	前	メートル 三〇・〇 七・六	メートル 一、四六七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区
		A	六〇・〇 七・六	一、四六七・〇	

二五三二番二から
 豊後高田市田染池部字大
 石九七六番一まで

後

B
 七〇・〇
 九・五

九九四・〇

分をい
 う。

大分県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更	敷地の幅員	延 長
		前後別		
県道別府一宮線	玖珠郡九重町大字田野字上野二六三 番五地先から 玖珠郡九重町大字田野字上野一六八 五番六七地先まで	前	メートル 七・五 七・五	メートル 二〇・〇
		後	八・八 八・八	二〇・〇

大分県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区 間	供用開始年月日
玖珠郡九重町大字田野字上野二六三番五地先		

県道別府一の宮線 県道飯田高原中村線	から 玖珠郡九重町大字田野字上野一六八五番六七 地先まで 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八三番二六 地先から 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番五二 まで	令四・二・一五
<h1>○公 告</h1>		
次のとおり落札者等について公示する。 令和四年二月十五日		
一 落札に係る役務の名称及び数量 大分県電子申請システム導入業務委託 一式 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部電子自治体推進室 大分市大手町三丁目一番一号 三 落札者を決定した日 令和四年一月二十六日 四 落札者の氏名及び住所 株式会社グラフィアー 代表取締役 石井大地 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目五番八号 五 落札金額 三千百九十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札 七 総合評価一般競争入札の公告をした日 令和三年十二月十日	大分県知事 広瀬勝貞	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和四年二月十五日
令和四年二月十五日 一 開発区域に含まれる地域の名称 由布市湯布院町川上字丸尾四百五十二番十八ほか十六筆 二 開発区域の面積 二万四千八百二・九〇平方メートル 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 大阪市北区国分寺二丁目一番一号 株式会社エイコス 代表取締役 平川順基 完了検査年月日 令和四年一月二十一日	大分県知事 広瀬勝貞	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和四年二月十五日 一 開発区域に含まれる地域の名称 宇佐市大字岩崎字猫橋三百四十四番一及び三百四十五番一並びに三百四十六番一及び三百四十七番の各一部（二工区） 二 開発区域の面積 千六百九十三・八五平方メートル 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 大分市王子南町八番二十一号 大分トヨペット株式会社 代表取締役 片岡 潔 完了検査年月日 令和四年一月二十八日 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。 令和四年二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達する物品等の種類及び予定数量

再生PPC複写紙 A4（年間単価契約）

予定数量 二万九千箱（一箱 二千五百枚）

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九六四

3 申請の時期

令和四年二月十五日（火曜日）から同年三月四日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和四年2月15日

1 競争入札に付する事項

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 再生P C複写紙 A 4 (年間単価契約) 予定数量 20,090箱 (1箱 2,500枚)</p> <p>(2) 納入期限 別途定める日</p> <p>(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (令和2年大分県告示第326号) 第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p>	<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して入札参加申請の方法及び期間</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間 大分県物品等電子入札システム (以下「物品等電子入札システム」という。) により入札参加申請を、令和4年2月15日 (火) 午前10時から同年3月25日 (金) 午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書 (大分県物品等電子入札システム運用基準 (以下「運用基準」という。) 様式第5号)」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和4年3月25日 (金) 午前10時 (必着) までに持参又は郵送 (書留郵便) により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年2月15日 (火) から同年3月4日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称</p>
--	---

<p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和4年4月1日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定められているほか運用基準による。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和4年4月1日（金）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和4年3月31日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和4年4月1日（金）午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 契約準備行為 本人入札は、令和4年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行う。</p> <p>19 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary (1) Recycled PPC Paper A4 (annual unit price contract) Expected Quantity of 20,090 boxes (a box of 2,500 sheets) (2) Time limit for tender 10:00 a.m. 1st April, 2022</p>
--	---

(3) Management Bureau Address
 Property Management Division
 Oita Prefectural Government
 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8501
 TEL 097-506-2964

○監 査 公 表

監査委員公表第681号

令和3年11月30日付け監査第603号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分県知事、人事委員会委員長、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月15日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫
大分県監査委員	藤 田 正 道

1 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
--------	-------	-------------------

(知事部局・総務部)

大分県中部振興局

令和3年5月17日から5月19日まで、7月19日

注意事項
 ETCカードの管理について、令和2年度の監査で「適正な管理がされていない」として注意事項とされていたが、本年度の監査でも、ETCカード使用簿に保管責任者の交付及び返却にかかる承認や確認の押印がないなど、適正な管理がされていない事例が認められた。

措置状況

局内部部長会議、部内班総括会議により周知したほか、副保管責任者（総務第一班、総務第二班から各1名）を定め、保管責任者不在の際は押印を

含む一連の行為を完結して行う扱いとした。

注意事項
 冬用作業服の購入について、本来、複数業者による見積合わせの上で一括して購入すべきところ、誤って各班ごとに1者随意契約で購入している事例が認められた。

措置状況

経理担当者、発注問い合わせ担当者については、双方において一括発注すべきものがないか、見積り合わせが必要なものはないかを常に意識し、担当者、班総括等が徹底した複数チェックを行うことで再発防止に努めていく。

別府県税事務所

令和3年6月8日、7月8日

注意事項①
 LPガスの単価契約について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、毎月0.1㎡使用する計画で購入単価等を締結したが、その間のLPガスの使用はなく、基本料金のみを毎月支払うなど、計画的な予算執行が行われていない事例が認められた。

措置状況①

軽油分析器具取扱マニュアルを作成し、原則、冷水では洗淨力の落ちる11月から翌4月の間のみ温水を使用することとし、温水を使用しない期間は、基本料金が発生しないようガス供給を停止した。

注意事項②

総務事務システムで支払処理のできなかった令和2年3月分の職員旅費について、令和元年度予算で支給すべきところを、支出事務処理が遅れ、過年度支出として令和3年3月に支給している事例が認められた。

措置状況②

所属内で旅費の支払処理期限を複数職員で共有し、計画的に処理を行うよう徹底した。

令和四年二月十五日

大分県報（公告・監査公表）

		また、支払未済の確認について、集中化所属と所属で共有するよう改めた。
(知事部局・企画振興部)		
交通政策課	令和3年7月16日、 8月18日	<p>注意事項 ETCカードの管理について、カード使用簿に保管責任者の押印等が行われていないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況 ETCカードの交付及び返却の都度、保管責任者は必ずETCカード使用簿に交付年月日等の必要事項を記載するとともに、返却の際は使用区間を確認し、「返納」欄に氏名を記入するよう徹底した。</p>
(知事部局・福祉保健部)		
高齢者福祉課	令和3年7月2日、 8月6日	<p>注意事項 フェイスマシールド等の物品購入契約に係る契約保証金について、納付させるべきところを免除している事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該物品購入契約については、契約締結後、購入業者により適正に履行されているが、今後は、物品購入契約の締結に際し、契約書類の写しを提出させるなど、契約保証金の免除要件の確認を徹底する。</p>
子ども・家庭支援課	令和3年7月6日、 8月6日	<p>注意事項 児童扶養手当返納金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 以下の事項を徹底し、収入未済額の縮減を図る。 ア 文書催告に加え、電話及び必要に応じて家庭訪問を実施する。</p>
<p>新規認定請求や毎年8月の現況届提出の際の町村による面談時に、公的年金受給による返納や資格喪失事由などの制度説明を行う。5月、7月、9月、11月、1月、3月) 前の受給資格確認の更なる徹底を行う。</p>		
障害福祉課	令和3年7月7日、 8月6日	<p>注意事項① 児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況① 7月から8月と12月を「徴収強化月間」とし、文書や電話・家庭訪問による催告等を集中的に実施するなど、徴収の強化を図る。 今年度からは児童措置費負担金徴収事務を見童相談所が市福祉事務所及び地域福祉室と連携して実施することとなり、措置開始後間がない未納者へ特に働きかけるなど、効果的な納入指導を行い、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努める。</p> <p>注意事項② ETCカード及び法人カードの管理について、令和3年度のカード使用簿に保管責任者の記名等が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 記名が行われていなかった使用簿については、カードの現物と領収書で使用状況を確認のうえ、保管責任者が記名を行った。 今後は、カードの交付時及び返却時に、保管責任者が使用簿への記名による確認を行うことを徹底する。</p>
(知事部局・農林水産部)		
森林保全課	令和3年7月30日、	注意事項①

<p>8月26日</p>	<p>工事に係る指名競争入札について、最低制限価格が併記された予定価格調書を封書していない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 指名通知発行後、直ちに予定価格調書の作成・封書作業を行うとともに、開札までの一連の作業を担当及び総括で行い、事務処理に複数のチェックが入るようにする。</p> <p>注意事項② 大分県鳥獣被害防止総合対策事業について、有害鳥獣の捕獲を目的とする箱わな等の機材の購入が年度末となったため事業年度内に設置ができず、結果として交付した補助金が十分な効果を発揮していない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 今年度は補助事業者に対し早期の概算払いを実施（R3.7.21、R3.10.29）した。 また、毎月の進捗管理を実施し、おな等の購入について上半期中の契約を目指すよう指導した結果、9月までに大半の契約が締結され、12月までに設置が完了した。 今後も引き続き進捗管理や早期購入及び設置の指導を行い、効果的な補助事業の執行に努める。</p>	<p>豊後高田土木事務所</p>	<p>令和3年8月23日から8月24日まで、9月29日</p>	<p>注意事項 現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいた事例が認められた。</p> <p>措置状況 金融機関への払い込みを毎日の定例業務として行うことにより現金収入当日の払い込みを徹底する。 また、現金収入が発生した時点で出納担当職員全員で現金収納情報を共有し、複数人によるチェックを行うことで払い込み処理の失念を防ぎ、再発防止を図る。</p> <p>注意事項 道路占用料について、占用期間の月数の計算を誤り、過大に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況 申請者に謝罪し、令和3年6月30日に過徴納金を返還した。 担当者の事務手続の誤認と決裁時のチェック不足が原因であるため、担当者には事務説明会等で規則や事務手続について理解を深めさせるとともに、決裁時には規則などの根拠資料を必ず添付し、班総括が許可期間及び占用料の金額をダブルチェックすることで、適正な事務処理を行う。</p>
<p>水産振興課</p> <p>令和3年7月29日、8月26日</p>	<p>注意事項 設計業務委託に係る指名競争入札について、予定価格調書を封書にし開札の際これを開札の場所に置かなければならないとされているが、封書にせず開札を行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 指名通知発行後、開札までの一連の作業を担当及び総括で行い、事務処理に複数のチェックが入るようにする。</p>	<p>臼杵土木事務所</p>	<p>令和3年5月11日から5月12日まで、6月11日</p>	<p>注意事項① 津久見港港湾改修工事について、本来一般会計から支出すべき臨港道路の改修工事を港湾施設整備事業特別会計から支出していた事例が認められた。</p> <p>措置状況① 特別会計の目的、利用用途等を所内で再認識、周知徹底させた。 今後は、港湾工事における設計書については、決裁時に特別会計の予算充当の「適・否」欄を設けたチェックリストにより担当と総括で二重の確</p>
<p>(知事部局・土木建築部)</p>				

令和四年二月十五日

大分県報（監査公表）

	<p>認を行い、再発防止を図る。</p> <p>注意事項② ETCカード等の管理について、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況② 所属職員に対して改めて早期返却の周知徹底を図り、カード専用の吊り下げ名札に入れて交付し、使用後は領収書とともに返納するよう使用者の保管方法を変更した。 また、交付時に返却予定日を確認し、早期返却の意識付けを行うこととした。 今後も年度当初等の機会あるごとに再周知し、適正管理を徹底する。</p>		<p>について、カード使用簿に保管責任者の押印が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 法人カードの交付及び返却の都度、必ず使用簿に記載、押印するよう保管責任者に対する意識徹底を行った。 また、班総括による確認を行うようチェック体制を整備した。</p> <p>注意事項② タクシーチケットの管理について、使用の都度、タクシーチケット使用簿に使用者名等必要事項を記載していない事例が認められた。</p> <p>措置状況② タクシーチケットの交付及び返却の都度、必ず使用簿に記載、押印するよう保管責任者に対する意識徹底を行った。 また、班総括による確認を行うようチェック体制を整備した。</p>
<p>中津土木事務所</p>	<p>令和3年5月13日から5月14日まで、6月3日</p> <p>注意事項 ETCカードの管理について、令和3年度のカード出納簿及び使用簿に出納員及び保管責任者の記名等が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 ETCカード出納簿、使用簿は、全て出納員及び保管責任者が確認し、速やかに押印処理した。使用簿はカードの交付・返却の都度、記載・押印するよう保管責任者である庶務班総括に徹底し、庶務班担当が使用簿の記載内容を毎日ダブルチェックする体制を整備した。 併せて、カードの紛失防止のため、ETCカードを保管するファイルでも、現在誰が使用しているか一目で分かるようカードの交付時に使用者を明示することとし、カードの交付状況の見える化を図った。 こうした取り組みにより、適正な事務処理を徹底する。</p>	<p>(企業局)</p> <p>企業局</p> <p>令和3年6月8日から6月10日まで、6月28日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に対しては、安全運転の徹底について所屬長を通じて指導するとともに、交通安全講習を受講させた。 また、交通安全講習会を開催し、安全運転意識の徹底を図っているが、事故後、局長から全所屬長に対し、改めて交通法規の遵守と交通事故防止について全職員への徹底を図るよう指示した。</p>
<p>(各種委員会)</p>			
<p>人事委員会事務局</p>	<p>令和3年7月2日、8月31日</p>	<p>注意事項① 民間有料駐車場利用のための法人カードの管理</p> <p>(病院局)</p>	

病院局	令和3年6月1日から6月3日まで、6月28日	注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	8月31日	大学入学科等の資金前渡による支出について、精算手続が遅延している事例が複数認められた。
(教育庁)		措置状況 DMAT隊員には、車両の運転に際し、各自が周囲の状況をよく把握し、これまで以上に安全運転に心がけるよう注意喚起した。 なお、通常の患者搬送のための救急車の運転はタクシー協会に委託しており、2か月に一度実施する委託業者との意見交換会において、毎回安全運転について注意喚起している。	令和3年8月4日、8月31日	措置状況 資金前渡の精算手続について、複数人による事務手続の履行状況のチェックや、共用カレンダーによる支払日、精算期限及び持込予定日を確認するとともに、資金前渡精算書類について、通送便から直接持込に改め、再発防止に努める。
義務教育課	令和3年6月29日、8月2日	注意事項 ETCカードの管理について、令和3年度のカード使用簿に保管責任者の記名が行われていない事例が認められた。 措置状況 所属長決裁により保管責任者（主任・副主任）の指定を行うとともに、交付・返却時の使用簿記載に関するルールを明確にして管理の徹底を図った。	令和3年8月4日、8月31日	注意事項 通勤手当について、通勤経路の認定を誤り過小に支給している事例が認められた。 措置状況 通勤経路の認定について見直しを行い、うち支給額に変更のあった職員については追給処理した。 今後、同様の誤りがないよう担当係内で情報共有するとともに、幹部による内容確認を行う等、内部チェック体制を強化し、再発防止を徹底した。
人権教育・部落差別解消推進課	令和3年6月30日、8月2日	注意事項 帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業で使用するために購入したタブレット端末について、その使用に必要なWi-Fiの契約をしていないなど、同事業に使用している実績が確認できない事例が認められた。 措置状況 新型コロナウイルス感染症状況が落ち着いた令和3年7月から帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業の研修等で活用している。	令和3年8月4日、8月31日	注意事項 通勤手当について、通勤経路の認定を誤り過小に支給している事例が認められた。 措置状況 通勤経路の認定について見直しを行い、うち支給額に変更のあった職員については追給処理した。 今後、同様の誤りがないよう担当係内で情報共有するとともに、幹部による内容確認を行う等、内部チェック体制を強化し、再発防止を徹底した。
(警察本部)				
科学捜査研究所	令和3年8月5日、	注意事項		

令和四年二月十五日

大分県報（監査公表）

111

監査委員公表第682号

令和3年11月30日付け監査第604号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199

条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月15日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫
大分県監査委員	藤 田 正 道

注意事項についての措置状況

監査対象機関

監査実施日

監査結果の注意事項及びその措置状況

(知事部局・総務部)

豊肥保健所

令和3年4月13日

注意事項
薬用冷蔵ショーケース搬入に伴う近接する2つの部屋の入口ドアの修繕について、当初想定の1部屋のみでの修繕から2部屋同時修繕が必要となった段階で、競争性を担保した一括発注が可能であったにもかかわらず、部屋ごとに関業者との1者随意契約をしていた事例が認められた。

措置状況
本来は2つの修繕工事を一括発注すべきであった。別発注となったことは、担当、副任及び決裁権者の不注意によるものであることから、会計事務に携わる職員に対して契約事務規則等の遵守を行うことを徹底するための研修等を行い、再発防止に努めた。